

仕 様 書

1 業務名

令和8年度元気じゃ健診（特定健診）広島電鉄市内電車ラッピング委託業務

2 業務概要

元気じゃ健診の関心・認知度を高めるとともに、受診意欲を促すため、市内電車への部分ラッピングの掲出等を行う。

3 業務内容

(1) デザイン作成・調整

- ・イラスト・文章を活用し、元気じゃ健診の関心・受診意欲を喚起するデザインを受注者が作成し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・市内電車施工用にサイズ及びデータ形式等について調整を行うこと。

(2) 施工及び撤去

- ・作成したラッピングのデザインを市内電車へ施工し、掲出期間終了後に撤去を行うこと。
- ・施工及び撤去に係る作業場所や日時等については、受注者が車両の所有者（広島電鉄株式会社）と協議の上、決定すること。

(3) 掲出期間

令和8年12月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで

(4) その他

ア 対象車両

(ア) 車両の型式：五連接車 市内線5100型（千田車庫）

(イ) 運行路線：1・3・5・7号線を運行

イ 広告内容

(ア) 物件：電車車外、広告物の種類：部分ラッピング（両面）、区分：五連接車（市内線）

(イ) 掲出期間：3ヶ月

ウ 業務実施報告

本業務実施に係る報告書として、部分ラッピングが施行された市内電車が運行している状況が確認できる写真を提出すること

4 その他特記事項

(1) 著作権の帰属

本業務により作成される成果物の著作権については、広島市に帰属するものとする。

(2) 秘密の厳守

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の

目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項、又は、本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害等

受注者は、本業務の成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受注者が負うものとする。